

# 撮影者の皆様へ

いつも地元地域への配慮のもと撮影していただきありがとうございます。

皆様が撮影したいと選んでいただいた本島の豊かな自然、独自の文化、風習は地域住民が生活の一部として長年大切に守ってきたものであり、地域が安心して受け入れられる撮影が求められております。

撮影の際には、以下の点に特にご留意いただくとともに、必ず撮影予定地の市町村・観光協会へ連絡、相談していただきますようお願いいたします。

## 撮影前

- ①立入禁止・撮影禁止区域の確認して下さい。
- ②撮影許可を取得して下さい。
- ③撮影日時、時間、撮影隊の人数等の条件を許認可権者へ報告して下さい。
- ④近隣住民へ撮影の周知をして下さい。
- ⑤ドローンを撮影する際は飛行禁止区や飛行方法を確認し、撮影予定地の市町村・観光協会へご連絡下さい。

## 撮影当日

- ①施設の設備や備品を適切に取り扱って下さい。
- ②駐車場を確保して下さい。(路上駐車禁止)
- ③撮影で混乱が起きないように案内板の設置や警備員の配置等の措置を講じて下さい。
- ④喫煙する場所にご配慮下さい。
- ⑤会話は住民へ影響が出ない範囲でお願いします。

※撮影許可申請の際に確認したロケ地使用の条件について、スタッフ全員への情報共有をお願いします。

## 撮影後

- ①清掃、原状回復を必ず行い、ゴミを適正に処理して下さい。
- ②連絡・相談を行った市町村・観光協会に対して、撮影終了の報告を行って下さい。
- ③撮影した映像を放映等する行為が著作権等の権利を侵害しないか十分に確認して下さい。
- ④撮影した映像を放映等する場合において、許可のあったもの、場所以外が放映されないようにして下さい。
- ⑤撮影に関しての地域からの苦情へは真摯に対応して下さい。

ガイドラインの詳細版もありますので、こちらも必ずご確認ください。

<https://filmoffice.ocvb.or.jp/wp-content/uploads/2022/03/1ff86f779175355467e2f33c1a4ed4e9.pdf>

当ガイドラインを含めた撮影に関するご相談は沖縄フィルムオフィスまでお願いします。

TEL : 098-859-6162

Mail : [filmoffice@ocvb.or.jp](mailto:filmoffice@ocvb.or.jp)

公式HP : <https://filmoffice.ocvb.or.jp/>



↑詳細版へ

